

98 生徒の入営延期解止に伴う取扱いに関する件に付教員養成諸学校へ通牒
〔昭和二十年三月〕

発国七六号
裁 三月六日 文書課長
決
定
送 発
3月6日 起案者
〔注記1〕

昭和二十年三月六日起案

〔注記2〕 理事官
〔注記3〕 総務課長
国民教育局長
〔注記4〕

年月日

国民教育局長

教員養成諸学校長宛

生徒ノ入営延期解止ニ伴フ取扱ニ関スル件

〔注記5〕 学生生徒ノ入営延期一部解止ニ伴フ取扱方ニ関シ□□□□発專
三五号次官通牒ヲ以テ指示相成タ□□□ナルモ昭和十九年六月
十日發專一六一号次官通牒在学中入営又ハ入団学生生徒ノ取扱
ニ関スル件中ニ於テ取扱ハル可キ生徒以外ノ在学生生徒ニシテ
〔加筆〕〔現役又ハ召集ニ依リ〕入営又ハ入団スルモノ若ハ陸軍特別操縦
見習士官、陸軍兵科及經理部予備役將校補充特別甲種幹部候補
生又ハ海軍予備生徒ニ志願シ採用セラレタルモノノ身分ニ関シ
テハ休学トシテ御取〔抹消〕〔加筆〕〔扱〕ヒ相成度為念通知ニ及ブ

(下 札)

昭和十九年六月十日

文 部 次 官

専門学校長殿

在学中入営又ハ入団学生生徒ノ取扱ニ関スル件

現役又ハ召集ニ依リ入営又ハ入団スル学生生徒ノ取扱方ニ関シテハ昭和十二年十月二十五日附發專一四九号通牒ニ依リ処理相成ルベキ次第第二有之モ其ノ学年修了、卒業、復学等ニ関シテハ今次戦争中ハ爾今左記ニ依リ処理スルコトト相成タルニ付之ガ実施上遺憾ナキヲ期セラレ度依命及通牒

追而陸軍航空関係予備役兵科将校補充及服役臨時特別例ニ依ル陸軍特別操縦見習士官、陸軍兵科及経理部予備役将校補充及服役臨時特別例ニ依ル特別甲種幹部候補生又ハ海軍予備員任用臨時特別例ニ依ル海軍予備生徒等ニ関シテハ本件ニ関スル通牒ニ依リ措置相成度

記

一、最高学年ノ学生生徒ニシテ入営又ハ入団スル者ニ付テハ本人ノ勤情ノ情况、学業成績等ヲ勘案シ卒業ノ見込アリト認めタルトキハ入営又ハ入団ノ際卒業見込証明書ヲ交付シ当該学年ノ卒業期ニ於テ卒業セシムルヲ得ルコト

右学生生徒ニシテ除隊帰還後ニ於テ実力涵養ノ為修学ヲ希望スル者ニ対シテハ特別ノ課程（仮称補修科）ヲ設ケ又ハ最高学年ノ課程ノ一部又ハ全部ヲ履修セシムルコトヲ得ルコト

二、右以外ノ学生生徒ニシテ学年ノ三分ノ二以上ヲ経過シタル

時期ニ於テ入営又ハ入団スルモノニ付テハ本人ノ勤情ノ情况、学業成績等ヲ勘案シテ修了ノ見込アリト認めタルトキハ当該学年ノ修了期ニ於テ修了セシムルコトヲ得ルコト

三、前項ニ依リ修了ヲ認めタル学生生徒ノ復学ハ除隊帰還後当然上級学年ニ於テ修学スルモノナルモ復学ノ時期ガ右上級学年ノ課程ヲ修了シ得ザルモノト認めラルトキ又ハ復学ノ時期ニ拘ラズ特ニ本人ノ希望アリタルトキハ原学年ニ復シ修学セシムルコト

四、前三項ニ依リ卒業、修了、復学等ノ取扱ヲ為シタルトキハ遅滞ナク本省ニ開申スルコト

五、本件ハ学則ノ規定ニ拘ラズ之ヲ実施スベキコト

〔注記1〕

〔主ム発〕

〔注記2〕

〔至急〕

〔注記3〕

〔完結〕

〔注記4〕

〔記録掛 21・7・22 受領〕

〔注記5〕

〔二〕（簿冊内件名番号）

〔下札〕

〔増我〕

〔種別〕

〔抹消〕

〔加筆〕

員養成諸学校へ通牒 生徒ノ入営延期解止ニ伴フ取扱ニ関スル

件／番号／結了年月日 昭二〇 三 六／保存年限／枚
数

〔自昭18年至昭20年 学生生徒総規
第7冊〕 文部省⑤ 3A, 32—6, 2456〕